

財務省告示第百八十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十九年四月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十九年五月十日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行人	払込金額	最低額面金額
利付国庫債券（十年）（第二百八十五回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第七十六條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七條第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金積立金管理運用独立行政法人に寄託された資金による引受け	額面金額で七百四十七億円	七百四十九億七千六百三十九万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

九 発行 行 行 日
十 発行 価 格

十一 利率
十二 経過 利率

十三 初期 利率
十四 償還 金額
十五 償還 期限
十六 元金 支額
十七 払込 場所
十八 払込 期日

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.7 \times 31}{100 \times 365}$$

平成十九年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次の号及び第十五号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7 \times 1}{100 \times 2}$$

十四 第二期 以後の 利率
十五 償還 期限
十六 償還 金額
十七 元金 支額
十八 払込 場所
十九 払込 期日

平成十九年三月二十日及び九月二十日をその日以前六月間に属する利子を支払う。日本銀行額面金額百円につき百円

平成十九年四月二十日